

亀山市告示第65号

亀山市入札傍聴要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市入札傍聴要綱の一部を改正する告示

亀山市入札傍聴要綱（平成17年亀山市告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(傍聴することができる入札)</p> <p>第2条 傍聴することができる入札は、 <u>亀山市建設工事執行規則（平成17年 亀山市規則第37号）第2条第1号に 規定する工事に係る一般競争入札</u>とす る。</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p>	<p>(傍聴することができる入札)</p> <p>第2条 傍聴することができる入札は、 <u>次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 亀山市建設工事執行規則（平成17 年亀山市規則第37号）第2条に規 定する工事で設計金額が3,000 万円以上の入札</u></p> <p><u>(2) 亀山市指名競争入札執行規程（平 成17年亀山市訓令第28号）第3 条ただし書に規定する郵便による入 札（前号に該当するものを除く。）</u></p>

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。